

意見交換の論点

中部経済産業局

令和5年1月20日

本日、ご議論させていただきたい点について

- 本日は、以下の5点について、ご議論させていただきたく、よろしくお願いします。

協議事項 1 : 「連絡協議会」の設置等について

協議事項 2 : 連絡協議会の取組について

協議事項 3 : 取組の実施に向けた協業の調整について

協議事項 4 : 今後の連絡協議会の開催スケジュールについて

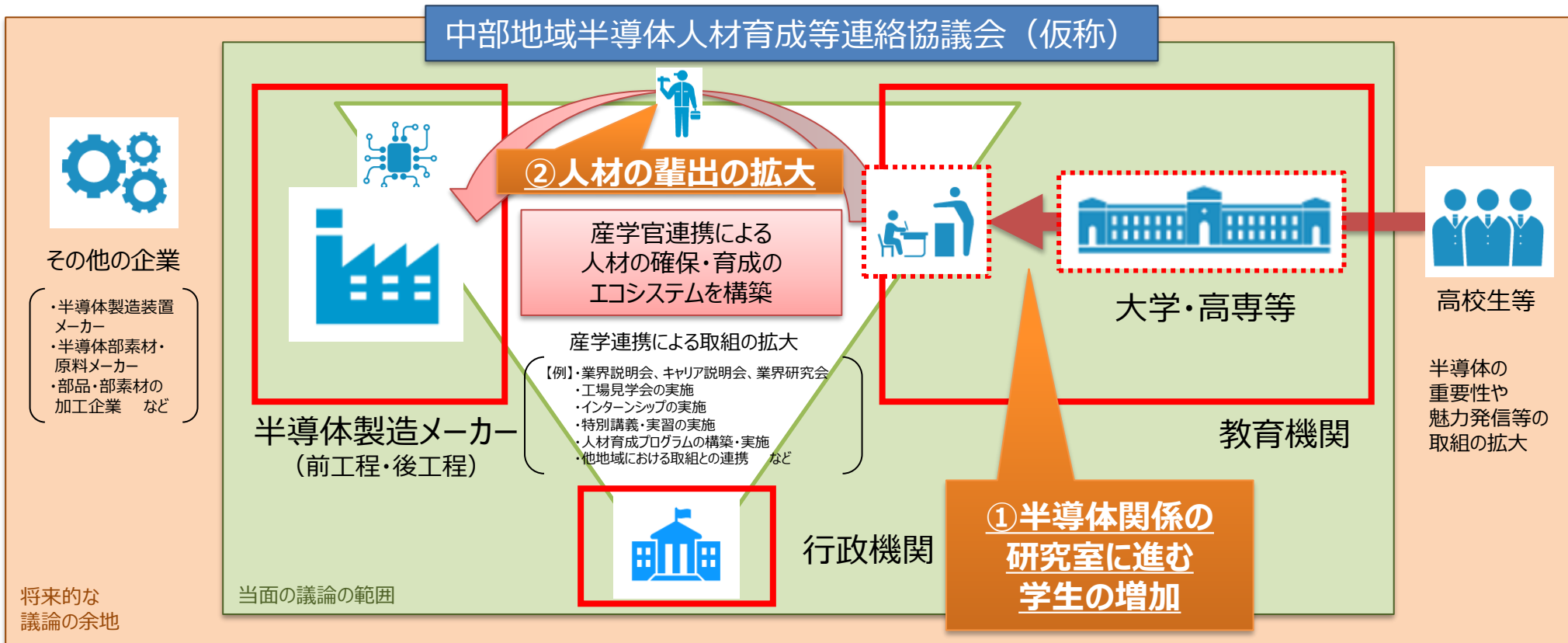
協議事項 5 : 外部機関による調査事業との連携について

協議事項 1 : 「連絡協議会」の設置等について

【協議事項 1 - 1】 連絡協議会の目的について

- 連絡協議会の目的は、①半導体関係の研究室に進む学生の増加や、②半導体産業への人材輩出の拡大につながる環境の形成とする。

<再掲>



協議事項 1 : 「連絡協議会」の設置等について

【協議事項 1 - 2】 連絡協議会の参画機関について

- スピード感を持って取組を進める観点から、当面、運営が軌道に乗るまでは、産側については半導体製造の前工程及び後工程を担う企業とする。
また、学側については半導体分野の人材育成の充実化に取り組んでいたり上記企業へ多数の就職実績を有する教育機関とする。
- 参画機関の新規追加に当たっては、一定の調整が行われるべきと思料。参画機関の新規追加については、連絡協議会開催まで及び連絡協議会開催以降の各期間において、以下の通り調整を行う。。

第 1 回連絡協議会の開催まで : 必要と認められる場合について追加する。

第 1 回連絡協議会の開催以降 : 連絡協議会にて、追加の参画の是非を調整する。

- 連絡協議会の開催概要及び参画機関名については、ホームページなどで公表する。

協議事項 1 : 「連絡協議会」の設置等について

【協議事項 1 – 3】 連絡協議会の運営体制について

- 運営事務は、事務局（経済産業省中部経済産業局）が担う。
- 事務局は、連絡協議会の開催や取組を進めるにあたっては、その事務局案について、事前に複数の参加機関へ意見を伺い、参加機関の認識・ニーズ・考えと乖離していないことを確認する。
- 事務局が事前に意見を伺う参加機関として、産・学それぞれ「幹事機関」を設定する。
なお、幹事機関は、年度ごとの輪番制とする。
（ただし、連絡協議会の決定は、連絡協議会にて行う。）
- 幹事機関は、事務局が連絡協議会の開催や取組を進めるにあたり、その事務局案について、事前の意見交換を行う。

協議事項 1 : 「連絡協議会」の設置等について

【協議事項 1 - 4】 連絡協議会の開催頻度について

- 連絡協議会（第 1 回）は、3 月に開催する。

2023年 1 月 事前会合の開催

（連絡協議会の在り方、参画機関の取組紹介など）

2023年 1 月～ 連絡協議会（第 1 回）の開催準備

（連絡協議会の在り方等の改善、次年度の取組ニーズ調査）

2023年 3 月 連絡協議会（第 1 回）の開催

（次年度の取組ニーズリストの共有など）

- 連絡協議会は、3 回／年度程度開催する。
（開催時期の詳細は協議事項 4 を参照。）

＜運営が軌道に乗った際の開催時期・主な議題＞

1 1 月頃：当該年度前半の取組状況の共有、次年度の取組ニーズ調査の依頼

翌年 1 月頃：次年度の取組ニーズリストの共有

（→各取組の実施に向けた協業着手へ）

翌年 5 月頃：前年度後半の取組状況の共有、協業体制を形成して実施することとなった当該年度の取組の共有

協議事項 2：連絡協議会の取組について

- 連絡協議会の目的の達成に資する取組を実施する。
- 基本方針として、各参加機関からのニーズを基づく取組とする。当該ニーズを踏まえて参加機関間の協業の調整を行い、調整が成立した取組を実施する。

＜これまでの意見交換時に希望のあった主な取組＞

目的①：半導体関係の学科・専攻に進む学生の増加

目的②：半導体産業への人材輩出の拡大

	目的①	目的②
業界説明会（学生向け・保護者向け）、キャリア説明会、業界研究会などの開催	○	○
工場見学会の実施（学生向け・教師向け） ※	○	○
インターンシップの実施 ※	○	○
特別講義・実習の実施（企業や他の教育機関からの講師派遣） ※		○
人材育成プログラムの構築・実施（学生向け・社会人向け）		○
他地域における取組との連携（U・Iターン含む）		○

※ 1 教育機関・1 企業による協業の場合、調整次第、早期の取組の実施が期待される取組

協議事項 3 : 取組の実施に向けた協業の調整について

- 事前会合以降、事務局が各参加機関へ具体的な取組ニーズを確認する。第 1 回 連絡協議会において、「取組ニーズリスト」として共有し、協業の調整を進める。
 - ① 参画機関が主催する取組は、当該参加機関から対応を希望する他の参加機関へコンタクトして協業の調整を進めて実施する。
 - ② 事務局と参加機関が合同で主催することの希望が多かった取組は、事務局から希望する当該参加機関へコンタクトして協業の調整を進めて実施する。
- その他、予め決めておいた方がよいことがあれば必要に応じて定める。

＜参加機関が主催する取組＞ （【例】特別講義の実施）



- 取組ニーズ調査にて、企業による特別講義の実施を希望する教育機関は、その旨を登録。
↓
- 取組ニーズ調査にて、特別講義の実施希望があった場合に対応を希望する企業はその旨を登録。
↓
- 取組ニーズリストの共有を受けて、教育機関は、対応を希望する企業へコンタクトし、特別講義の実施可否を調整。
↓
- 協業が成立した場合、特別講義を実施。

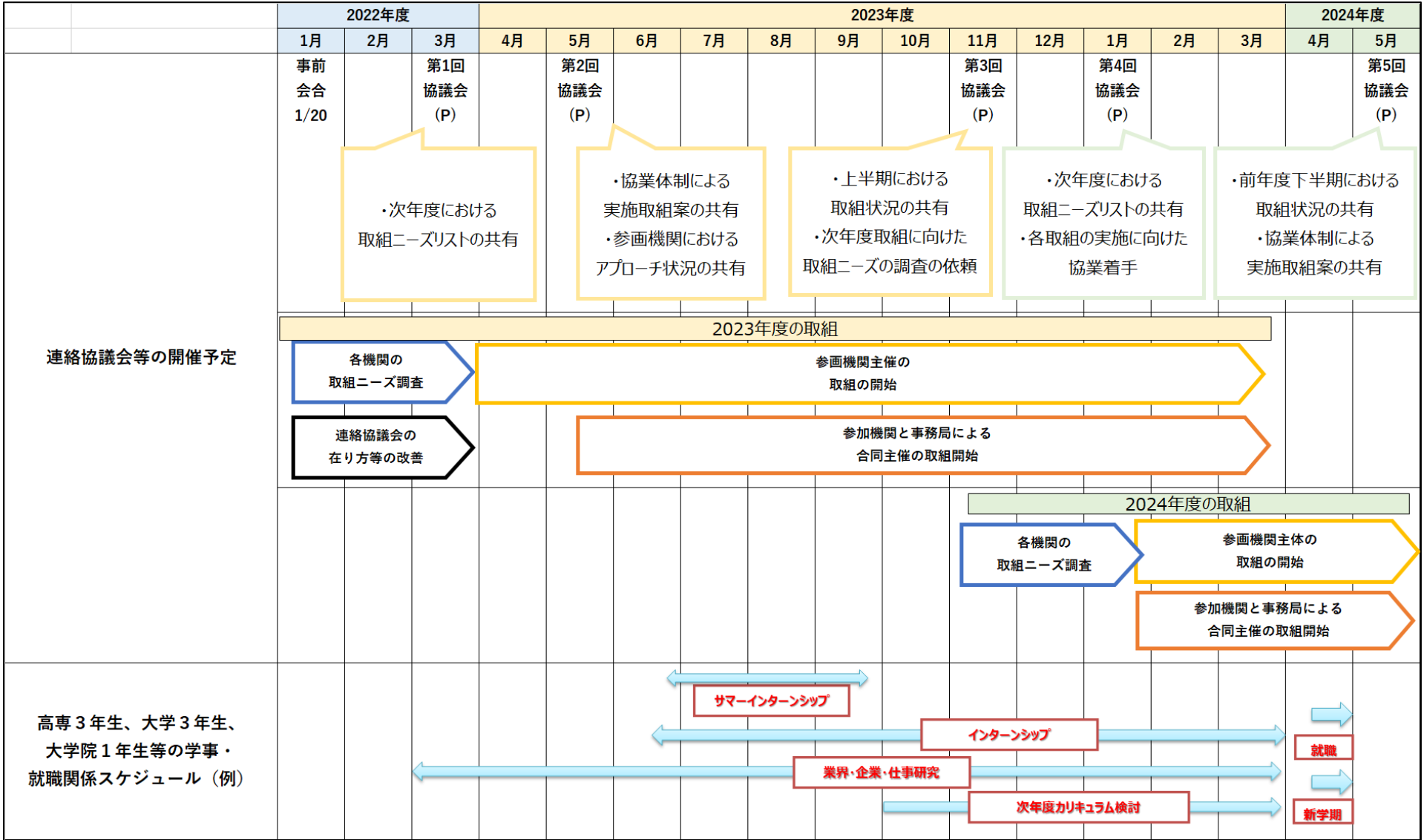
＜事務局と参加機関が合同で主催する取組＞ （【例】合同業界説明会の実施）



- 取組ニーズ調査にて、複数の機関が参加する業界説明会の合同実施を希望する企業や教育機関は、その旨を登録。
↓
- 取組ニーズリストの共有を受けて、事務局は、合同業界説明会の参加を希望する企業・教育機関へコンタクトし、企画を調整。
↓
- 合同業界説明会を実施。

協議事項 4：今後の連絡協議会の開催スケジュールについて

● 今後の連絡協議会の開催時期や議題は、以下の通り。



協議事項 5：外部機関による調査事業との連携について

- 本連絡協議会の目的の実現に向けては、協議事項 2 の取組以外にも、人材要件の明確化や業界PR動画の作成など、関連する取組についての議論・検討の余地がある。
- NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）では、「特定半導体安定供給体制の構築・維持に必要な人材の育成及び確保並びにサプライチェーンの強靱化に関する調査」を実施。
- 本連絡協議会の取組にも資するようなものとなるよう、上記の調査事業と連携を図り、その成果を活用する。

○調査事業の内容例（先行地域（九州・東北）の例）：

➤ 人材育成に関する調査

- ・特定半導体施設整備事業者及び関連企業が必要とする人材像の顕在化
- ・教育界で学生等が習得することを期待するスキル等の明確化
- ・特定半導体の安定供給体制の構築・維持に向けた人材育成に係る課題について先行する海外の取組の調査及び比較分析 等

➤ 人材確保に関する調査

- ・学生等に対する半導体産業のプレゼンス向上のためのPR手法の調査、現状における課題の分析
- ・人材確保に効果的なPR手法の素案の作成。作成した手法素案の試行実施と、その結果検証 等

➤ サプライチェーン強靱化に関する調査

- ・経済安全保障上必要とされる特定半導体の安定供給体制の構築・維持に向けた、川上から川下までのサプライチェーンの強靱化のための戦略策定に必要な調査 等

【参考事業・予算】NEDO「特定半導体基金事業」

- NEDOでは、先端半導体の国内生産拠点の整備を進めるとともに、その拠点における継続生産等を進めることで、国内での先端半導体の安定供給に貢献する事業を実施。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の概要（補正予算関連）

※ 5G促進法：特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、NEDO法：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

1. 改正の趣旨

- 5G情報通信システムに不可欠な半導体は、デジタル化の進展で自動車・医療機器等の様々な分野での活用が拡大する一方、地政学的な事情からグローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっている。高性能な半導体の生産能力の確保は、我が国の産業基盤の強靱化、戦略的自律性・不可欠性の向上の観点で喫緊の課題。
- 他方、高性能な半導体等の生産施設整備には数千億～数兆円単位での資金が必要。諸外国の政府は、1件あたり数千億円規模の予算を措置するなど、強力な政策支援を展開。我が国でも他国に匹敵する取組を早急に進めることが必要。
- 5G促進法を改正し、高性能な半導体等の生産施設整備及び生産に関する計画認定制度を創設した上で、NEDOに新たに設置する基金から、計画の実施に必要な資金の助成を措置することで、事業者による生産施設整備への投資判断を後押しする。

2. 法律の概要

※ 現行法では、NEDOは施設整備の助成事業を行うことはできず（研究開発の助成事業のみ）。また、複数年度にわたる支援のために、NEDOに研究開発以外の法定基金を設置し、その他金融上の支援措置を設けるためには、法改正が必要。

（1）基本理念【5G促進法第3条関係】

特定半導体生産施設整備等が、国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においても需給変動に対応できるよう、我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、我が国における特定半導体の生産に係る産業の発展に資すること等を明記。

（2）特定半導体生産施設整備等の認定制度の新設

① 支援対象【5G促進法第2条関係】

特定半導体※等について、生産施設の整備及び生産を行う計画を認定。

※ 5G情報通信システムに不可欠な大量の情報を高速度で処理することを可能とするもので、国際的に生産能力が限られている等の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類・性能を有するもの。

② 認定基準【5G促進法第6条・第11条・第12条関係】

- (a) 指針への適合性、事業実施の確実性
- (b) 一定期間以上継続的な生産
- (c) 国内での安定的な生産に資する取組を行うもの（需給ひっ迫時の増産、生産能力強化のための投資及び研究開発等）
- (d) 技術上の情報管理のための体制整備

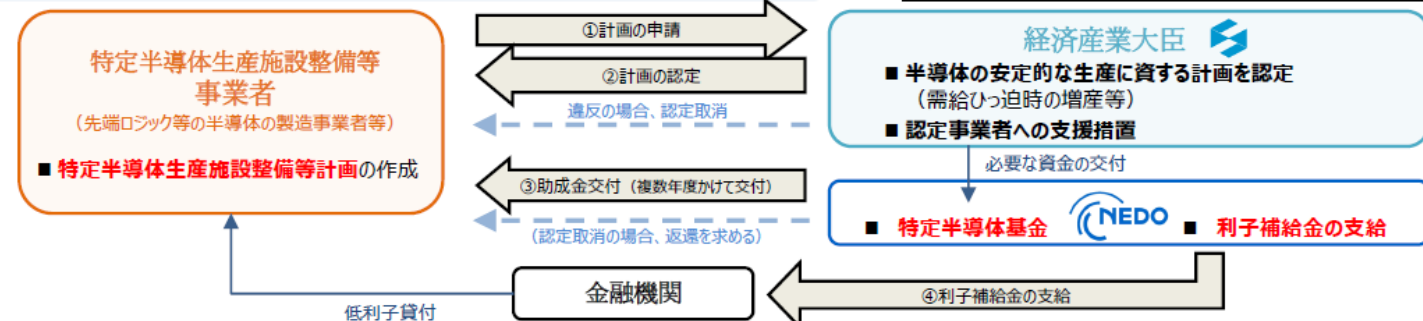
（3）特定半導体生産施設整備等のための支援措置

当該認定計画に係る事業について、以下の措置を講ずる。

- ① 日本政策金融公庫の業務の特例（ツーステップ・ローン）【5G促進法第13条～第24条関係】
- ② 中小企業投資育成株式会社法の特例【5G促進法第26条関係】
- ③ 中小企業信用保険法の特例【5G促進法第27条関係】
- ④ NEDOの業務【5G促進法第29条・NEDO法第15条関係】
 - i) 認定計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うための助成金を交付
 - ii) 認定事業者に貸付けを行う金融機関に対して利子補給金を支給

（4）NEDOへの基金設置【NEDO法第16条の4関係】

認定計画に従って行われる特定半導体生産施設整備等への助成金のための基金を設置。



【参考事業・予算】NEDO「特定半導体基金事業」

○背景・目的

半導体は、デジタル化の進展により、自動車や医療機器等の様々な分野での活用が拡大する一方、地政学的な事情から、グローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっている。あらゆる産業に影響を与え、5Gシステムに不可欠な先端半導体の安定供給を確保することが、産業基盤の強靱化や戦略的自律性・不可欠性の向上の観点で、最重要課題となっている。

本事業では、先端半導体の国内生産拠点の整備を進めるとともに、その拠点における継続生産等を進めることで、国内での先端半導体の安定供給に貢献する。

○事業内容

◆ 事業概要

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「5G促進法」という）第29条第1号の規定に基づき、経済産業大臣が認定した認定特定半導体生産施設整備等計画に従って認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金（特定半導体生産施設整備関係に限る。）に充てるための助成金の交付の業務を行うとともに5G促進法第29条第3号に基づく附帯業務（同条第1号の業務に附帯する業務に限る。）を実施する。

◆ 事業の実施方針

<助成要件>

- (1) 対象事業者：認定特定半導体生産施設整備等事業者
- (2) 対象事業：認定特定半導体生産施設整備等事業計画に従って行う特定半導体生産施設整備に係る事業
- (3) 審査項目：経済産業大臣が認定した認定特定半導体生産施設整備等計画に従った内容であること

<助成条件>

- (1) 助成事業の実施期間
経済産業大臣が認定した認定特定半導体生産施設整備等計画のうち、特定半導体生産施設整備に係る事業実施期間の範囲内とする。
- (2) 助成事業の規模・助成率
 - i) 助成規模：経済産業大臣が認定した認定特定半導体生産施設整備等計画に記載の範囲。
 - ii) 助成率：1/2以内で認定特定半導体生産施設整備等計画ごとに経済産業省の指示する助成率

<事業全体の予算規模>

特定半導体勘定 6,170 億円（管理費含む。） ※予算規模については、変動があり得る。

<附帯業務>

本事業で助成対象とする特定半導体に係る国内外の技術動向、政策動向、市場動向等について調査（本事業において委託事業として実施）を行い、**特定半導体生産施設整備が実施される地方等において、特定半導体を安定的に供給できる体制の構築・維持に向けた方策を分析・検討する。**

【参考事業・予算】高等教育機関における共同講座創造支援事業

- 大学・高専等の高等教育機関において、企業が共同講座を設置したり、自社の人材育成に資するためのコース・学科を設置する場合、当該費用の補助を行い、成長分野の人材育成の加速化を図るもの（令和4年度補正予算額 3.6億円）。

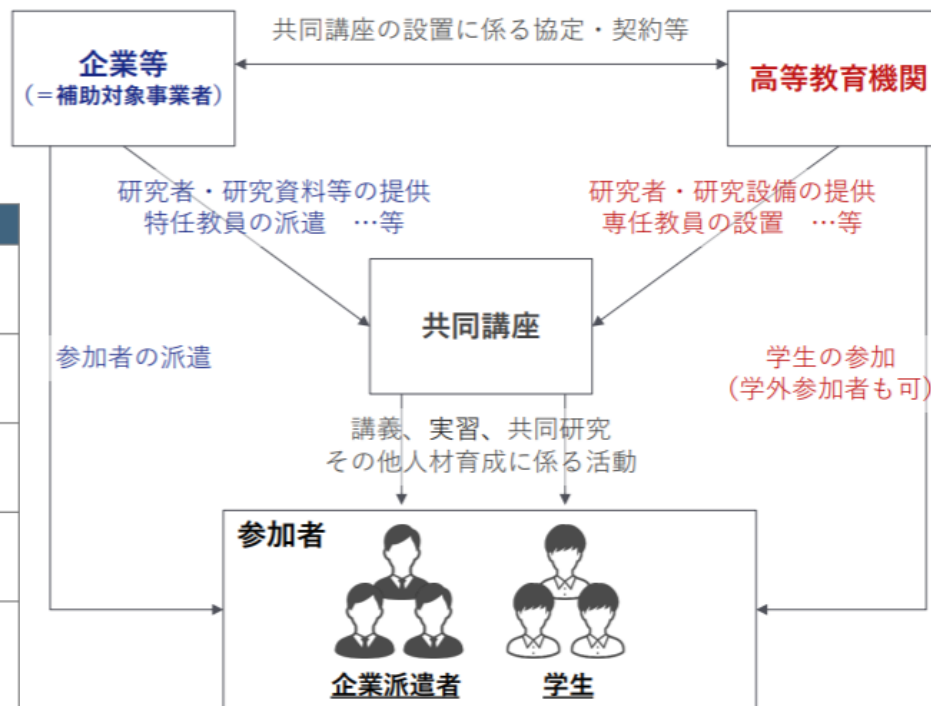
事業概要

企業等が、高等教育機関と連携して”共同講座”を立ち上げる費用を助成します。

補助率1/2
上限3,000万円
の助成

補助対象経費

分類	審査項目	審査基準
共同講座運営費	共同講座の設置に当たって高等教育機関に協力を依頼する際に支払う費用	- 高等教育機関への共同研究費 - 高等教育機関への業務委託費 …等
人件費	共同講座等の運営に係る企業等の従業員の人件費（共同講座運営費で支出するものを除く）	特任教員等として研究・教育に携わる従業員の人件費 …等
委託費・外注費	共同講座等の設置・運営に必要な業務を外注・委託する費用（共同講座運営費で支出するものを除く）	- オンライン会議サービスの契約費用 - WEB制作・広報費用 …等
備品・機材導入費	共同講座の設置・運営に必要な備品・機材等を購入・リース等する費用（共同講座運営費で支出するものを除く）	- 共同講座の運営に当たり必要となる試験機器等の購入費、消耗品等の購入・リース費用 - 講座等の配信設備 …等
その他諸経費	その他事業を行うために特に必要と認められる諸経費（共同講座運営費で支出するものを除く）	- 講座運営に係る講師派遣等に係る旅費・宿泊費、講師への謝金 - 共同講座等に利用するオフィス賃料（補助対象期間分） …等



企業の求める人材を
高等教育機関において
育成する環境の整備

産業界のニーズに
即した人材育成の加速化